

○内閣府・財務省告示第 号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第五条の二第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を次のように定め、令和八年九月十八日から適用する。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当する貸付けであることとする。

- 一 株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が現に借り入れているものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、会社の他の債務（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第三項に規定する劣後的政府貸付けに該当するものを除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 会社又は会社と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の劣後的政府貸付けに係る債務に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の弁済等（弁済期限が定められていないものの弁済又は弁済期限が定められているものの期限前弁済をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 弁済等を行う場合には、借入れ後五年を経過した日以後（借入れの目的に照らして弁済等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、借入れ後）に会社の任意によるときに限り弁済等を行うことが可能であり、かつ、弁済等に関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

弁済等の際し、自己資本の充実について、あらかじめ主務大臣の確認を受けるものとなっていること。

(一) 弁済等について期待を生じさせる行為を会社が行っていないこと。

(二) その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 弁済等が行われる場合には、会社の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該弁済等のための資本調達（当該弁済等が行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該弁済等の時以前に行わ

れること。

ロ 弁済等の後においても会社が十分な水準の自己資本を維持することが見込まれること。

六 会社が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七 利息の支払額が、借入れ後の会社の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。